

監査委員公表 第4号

定期監査結果に基づく改善措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年9月17日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

鹿 総 第 2 9 7 号
令和3年9月10日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉 様

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和3年1月25日付け鹿屋監第86号で提出された教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、輝北総合支所、串良総合支所、吾平総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 令和3年4月26日付け鹿屋監第11号で提出された市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、上下水道部、出納室、監査委員事務局、公平委員会事務局の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和3年7月26日付け鹿屋監第43号で提出された農林商工部及び建設部の定期監査の結果に関する報告

1 令和3年1月25日付け鹿屋監第86号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 収入科目について</p> <p>地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、収入金を徴収しようとするときは、科目は誤っていないかなどの事項を調査し、徴収の決定をしなければならないとされているが、歳入科目を誤って処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>(1)</p> <p>(輝北総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、令和3年度から適正な収入科目で予算編成を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(2) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 補助金の調定処理において、補助金交付決定通知書の收受日で処理していないものや補助金交付決定通知書ではなく内示通知書の收受日で処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>農業委員会事務局</p>	<p>(2)</p> <p>ア (農業委員会事務局)</p> <p>指摘のあったことについては、交付決定通知に基づき、適切に処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>イ 調定処理において、調定額が誤っているものや重複して処理しているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>串良総合支所 産業建設課</p>	<p>イ (串良総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあった事項について、今後は地方自治法第231条の規定に基づき、適正な事務処理に務めたい。</p>
<p>(4) 補助金について</p> <p>補助金交付事務において、交付申請の受付、交付決定、支出負担行為を遡及しているものや交付決定に係る支出負担行為がもれているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市補助金等交付規則、鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>輝北総合支所 産業建設課 串良総合支所 住民サービス課</p>	<p>(4)</p> <p>(輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについて、今後は鹿屋市補助金等交付規則及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理したい。</p> <p>(串良総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市地域生涯スポーツ推進事業補助金交付要綱に基づき、適正な処理に努めたい。</p>

2 令和3年4月26日付け鹿屋監第11号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 予算執行について</p> <p>地方自治法によると、債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないとされているが、業務委託契約において、予算措置がないままに自動更新の条文を記載している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法の規定に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>総務部 収納管理課</p>	<p>(1)</p> <p>(総務部 収納管理課)</p> <p>令和3年4月1日付けで締結したクレジット決済システム運用契約書において、自動更新の条文を削除し、地方自治法第234条の3及び、鹿屋市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に基づき長期継続契約とした。</p> <p>今後は地方自治法に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(2) 収入科目について</p> <p>地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、収入金を徴収しようとするときは、科目は誤っていないかなどの事項を調査し、徴収の決定をしなければならないとされているが、歳入科目を誤って処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>保健福祉部 高齢福祉課</p>	<p>(2)</p> <p>(保健福祉部 高齢福祉課)</p> <p>関係課と協議を行い、令和4年度予算から歳入科目を変更することとした。今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(3) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 補助金等の交付決定通知書を収受しているが、その調定処理がされていない状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>総務部 総務課 保健福祉部 高齢福祉課</p> <p>イ 変更等に伴う調定処理を遡及して行っているものや事業廃止に伴う減額調定処理を行っていないもの、調定日が誤っているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p>	<p>(3)</p> <p>ア</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 高齢福祉課)</p> <p>指摘のあった件については、直ちに調定処理を行った。今後は、鹿屋市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>イ</p> <p>(市民生活部 生活環境課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後、鹿屋市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 安全安心課)</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市民生活部 生活環境課 安全安心課 市民スポーツ課</p> <p>(4) 歳出科目について</p> <p>地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、支出負担行為をするとき、所属年度、会計区分、支出科目に誤りがないかなどの事項に留意して行わなければならないとされているが、歳出科目を誤って処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>総務部 税務課 収納管理課 市民生活部 市民課</p> <p>(5) 費用弁償支給について</p> <p>鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例によると、公用車を使用せず出張した者に対し、費用弁償を支給するとされているが、費用弁償を支給していない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市長公室 地域活力推進課</p>	<p>調定の変更等については、遡求して調定の更正及び取消等を行うことがないように鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、今後は、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民スポーツ課)</p> <p>指摘のあったことについて、今後は鹿屋市会計規則第19条及び第21条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(4)</p> <p>(総務部 税務課)</p> <p>指摘のあったことについては、適正な歳出科目を検討し、令和3年度当初予算において、これまでの「需用費(消耗品費)」から「負担金、補助及び交付金」へ変更した。</p> <p>今後は地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 収納管理課)</p> <p>鹿屋市の非常勤職員として位置づけられていない研修講師の謝礼を滞納整理指導官の報酬及び費用弁償で支給していた。</p> <p>研修講師への謝礼は、報償費から支出を行うこととし、今後は、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>指摘のあったことについては、令和3年度より歳出科目を見直した。</p> <p>今後は、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(5)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘事項については、速やかに支給の処理を行った。</p> <p>・追給日 令和3年1月20日</p> <p>今後は、鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(6) 時間外勤務に対する報酬について</p> <p>鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例によると、割り振られた1週間の勤務時間超過に対して報酬を支給するとされているが、支給額が超過している状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市長公室 地域活力推進課</p> <p>(7) 時間外勤務手当について</p> <p>鹿屋市職員の給与に関する条例によると、週の正規の勤務時間超過に対して時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額が不足又は超過している状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市民生活部 市民スポーツ課 保健福祉部 福祉政策課 子育て支援課 高齢福祉課 健康保険課</p>	<p>(6)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘事項については、速やかに返納の処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納日 令和3年2月5日（5、6月分） <p>今後は、鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(7)</p> <p>(市民生活部 市民スポーツ課)</p> <p>指摘のあったことについて、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給日 令和3年2月19日（11月分） ・返納日 令和3年2月19日（10、11月分） <p>今後は鹿屋市職員の給与に関する条例第18条第3項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>時間外勤務手当の支給誤りの処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納日 令和3年2月15日（7、10月分） <p>今後はこれまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 子育て支援課)</p> <p>時間外勤務手当の超過支給に対する処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納日 令和3年2月15日（9月分） <p>今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 高齢福祉課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、令和3年2月9日に完了した。</p> <p>今後はこれまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康保険課)</p> <p>指摘のあったことについては、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給日 令和3年1月22日（7月分） <p>今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(8) 時間外勤務について 時間外勤務において、勤務命令時間を超過して勤務しているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、適正に処理されたい。 市長公室 政策推進課 保健福祉部 高齢福祉課 健康増進課 鹿屋市上下水道部企業職員就業規程に基づき、適正に処理されたい。 上下水道部 下水道課</p>	<p>の規定に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(8) (市長公室 政策推進課) 指摘のあったことについて、今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行い、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (保健福祉部 高齢福祉課) 時間外命令簿については適正に処理を行った。 また、時間外勤務手当の過不足の処理については、令和3年2月19日に完了した。今後はこれまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (保健福祉部 健康増進課) 時間外命令簿については適正に処理を行った。 また、時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。 ・追給 令和3年2月19日(9、12月分) 今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (上下水道部 下水道課) 指摘のあったことについて、速やかに時間外勤務命令簿に追加を行った。 今後は、鹿屋市上下水道部企業職員就業規程第13条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(9) 週休日の振替について 週休日の振替による勤務を行っているが、当該勤務日の8週間後までに振替週休日が割り振られていない状況が見受けられた。 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び同施行規則の規定に基づき、適正に処理されたい。 市民生活部 市民スポーツ課</p>	<p>(9) (市民生活部 市民スポーツ課) 指摘のあったことについて、今後は鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p>

3 令和3年7月26日付け鹿屋監第43号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 補助金の交付決定通知書を収受しているが、その調定処理が収受日で処理されていない状況が見受けられた。 農林商工部 商工振興課</p> <p>イ 行政財産貸付料の調定処理において、調定額を年間貸付料の総額でなく、納期限毎に分割して処理している状況が見受けられた。 農林商工部 畜産課</p>	<p>(1)</p> <p>ア (農林商工部 商工振興課) 調定日については、補助金交付請求の決裁日で処理していた。 今後は、鹿屋市会計規則第19条及び鹿屋市文書規程第9条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>イ (農林商工部 畜産課) 指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市会計規則第19条第2項に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(2) 時間外勤務手当について</p> <p>鹿屋市職員の給与に関する条例によると、週の正規の勤務時間超過に対して時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額が不足している状況が見受けられた。 農林商工部 農地整備課</p>	<p>(2)</p> <p>(農林商工部 農地整備課) 時間外勤務手当の不足分については、次のとおり追給処理を行った。 ・追給 令和3年5月20日(11月分) 今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(3) 契約について</p> <p>契約事務において、決定通知印等が漏れているものや請書の業務内容が明確にされていないもの、検査の履行が不十分なもの、再委託承諾の根拠が明確にされていないものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。 農林商工部 農林水産課 畜産課 ふるさとPR課 建設部 都市政策課 建築住宅課</p>	<p>(3)</p> <p>(農林商工部 農林水産課) 指摘のあったことについては、適切に処理を行った。今後は、鹿屋市契約規則第19条第2項及び第27条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 畜産課) 指摘のあったことについて、今後は、鹿屋市契約規則および鹿屋市予算規則の規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>(農林商工部 ふるさとPR課) 指摘のあったことについて、今後は、請書に業務内容を明確に記載するとともに、契約書の条文についても、関係法令に基づき、適正に事務処理を行う。</p> <p>(建設部 都市政策課) フラワーセンター警備管理委託契約における指摘のあったことについて、今後は、地方自治法第234条の2及び鹿屋市契約規則第41条の規定に基</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(4) 財産について 財産管理の事務処理において、重要物品記録調書の記載漏れや物品出納簿の記載誤り、用地取得に係る境界標の不備など、一部不適切な事務処理が見受けられた。 農林商工部 畜産課 農地整備課</p> <p>(5) 時間外勤務について 時間外勤務において、勤務命令時間を超過して勤務している状況が見受けられた。 農林商工部 産業振興課</p> <p>(6) 貸与品貸与について 対象職員の貸与品貸与において、貸与品が貸与されていない状況が見受けられた。 農林商工部 農林水産課 畜産課</p>	<p>づき適正に事務処理を行う。 (建設部 建築住宅課) 指摘のあったことについて、今後は起案決裁により、再委託承諾の根拠を明確にし、適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(4) (農林商工部 畜産課) 指摘のあったことについては、速やかに重要物品記録調書および物品出納簿の整備を行った。 今後は、鹿屋市会計規則第130条第1項の規定に基づき、適正な事務処理に努める。 (農林商工部 農地整備課) 用地取得に係る境界標については、国土交通省による東九州道整備中であったため、木杭（仮杭）の埋設を行っていた。 本工事の補完工事が令和3年度末に完了する予定であることから、完了次第、境界標の埋設を行うこととしている（補完工事により木杭の破損等が起こり得るため）。</p> <p>(5) (農林商工部 産業振興課) 時間外勤務命令の超過時間については、速やかに勤務命令の処理を行った。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(6) (農林商工部 農林水産課) 今後は、鹿屋市職員貸与規則第2条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (農林商工部 畜産課) 指摘のあったことについては、速やかに安全靴の貸与を行った。今後は、鹿屋市職員貸与品貸与規則第2条に基づき、適正な事務処理に努める。</p>

鹿 教 教 第 5 0 9 号
令 和 3 年 9 月 10 日

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広
同 池 田 潤
同 東 秀 哉 様

鹿屋市教育長 中野 健作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和3年1月25日付け鹿屋監第86号で提出された教育委員会の定期監査に関する報告

1 令和3年1月25日付け鹿屋監第86号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(2) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 補助金の調定処理において、補助金交付決定通知書の收受日で処理していないものや補助金交付決定通知書ではなく内示通知書の收受日で処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>教育委員会事務局 学校教育課</p> <p>イ 調定処理において、調定額が誤っているものや重複して処理しているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課 鹿屋看護専門学校</p>	<p>(2)</p> <p>ア (教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>指摘のあった学校給食臨時休業対策費補助金の調定処理日については、当該補助金交付決定日に是正し処理をした。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>イ (教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定の取消を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(鹿屋看護専門学校)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定書を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(3) 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担金の取扱いについて</p> <p>当該保護者負担金については、公金としての位置づけがされていないため、納入通知、収納及び現金出納簿の整理等において課題が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課 学校教育課</p>	<p>(3)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>学校教育課と協議し、会計規則に基づき適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>日本スポーツ振興センター災害給付に伴う保護者負担金の取扱いについて、鹿屋市会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう関係課と連携して是正したい。</p>
<p>(4) 補助金について</p> <p>補助金交付事務において、交付申請の受付、交付決定、支出負担行為を遡及しているものや交付決定に係る支出負担行為がもれているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市補助金等交付規則、鹿</p>	<p>(4)</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>指摘のあったことについて、積算根拠を明確化した。</p> <p>また、負担金と補助金のどちらが適切であるか検証した結果、鹿屋市文化祭については、補助金が</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。 教育委員会事務局 生涯学習課 中央公民館</p>	<p>適当と判断し、鹿屋市美術展については、負担金が適切であると判断した。 (教育委員会事務局 中央公民館) 指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。 今後は、鹿屋市会計規則第46条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>